

北本市SNSにおける情報発信ガイドライン

平成23年 8月29日 施行

平成30年10月 1日 一部修正

令和 2年 7月 1日 一部修正

1 このガイドラインの目的

北本市では、積極的な情報発信を目指し、Twitter や Facebook などの SNS の活用を進めています。SNS の運用に伴い、運用アカウントを掲載主体となる部署に配布することとします。そこで、SNS における情報発信の事務手続きが適切に行われるようにするため、基本的な考え方、留意点を明らかにする「北本市 SNS における情報発信ガイドライン」を策定しました。

2 情報発信の決裁に関するガイドライン

(1) 「北本市 SNS における情報発信」の定義

このガイドラインにおいて「北本市 SNS における情報発信」（以下「情報発信」といいます。）とは、次に掲げる情報を、SNS を用いて不特定多数の者に提供することをいいます。

- ア 北本市内の風景・観光情報
- イ 北本市の特産品や取り組み
- ウ イベントや商店等の情報
- エ その他、必要と認められる情報

(2) 所属長の決裁が必要な情報発信

下記(3)所属長の決裁が不要な情報発信に該当しない情報発信は、所属長の決裁を経る必要があります。

(3) 所属長の決裁が不要な情報発信

次に掲げる場合は、所属長の決裁を経ずに情報発信を行うことができます。

- ア すでに周知されている（北本市ホームページ、広報きたもと等に掲載済）情報について再度情報発信を行う場合。
- イ 周知されているイベント・競技会の進行状況、結果などについて情報発信を行う場合。
- ウ 法令等で定められている内容について情報発信を行う場合。

3 情報発信にあたっての基本原則

(1) 情報発信にあたっての基本ルール

- ア SNSを利用した投稿に対するコメントについては、返答を行わない。
- イ 行政に係る広報の公共性、中立性及び品位を損なってはならない。
- ウ 法令、条例等を遵守すること。
- エ 公序良俗に反してはならない。
- オ 市の名誉を損傷し、又は信用を損なってはならない。
- カ 個人、団体等を誹謗中傷する内容の情報発信をしてはならない。
- キ 著作権、知的所有権、肖像権等を侵害してはならない。
- ク 政治活動、宗教活動、選挙活動等に関する情報発信をしてはならない。
- ケ 個人情報の掲載は、北本市個人情報保護条例（平成3年条例第42号）を遵守すること。また、顔の判別ができる写真又は映像を掲載しないこと。ただし、当該個人情報に係る個人が本人の個人情報の掲載について了承した場合は、この限りではない。
- コ 北本市職員としての自覚と責任を持った発言をすること。
- サ 正確で、誤解を与えない情報発信に努めること。
- シ 他の利用者とトラブルが起きないように、冷静・誠実な対応を心がけること。

(2) 具体的な「してはならない」事例

- ア 相手が誰であろうとも、不敬な（悪口や相手を馬鹿にするなど）言い方、発言をすること。
- イ 人種、思想、信条、居住、職業などで差別する発言、差別を助長させる発言をすること。
- ウ 違法行為を煽るような発言をすること。
- エ 正否が確認できない情報（噂や流説など）を発信すること。
- オ わいせつな内容を発信すること。
- カ 職務上知り得た秘密（一般的に知られていない、知らせてはいけない情報）を発信すること。
- キ 北本市及び他者の権利を侵害する情報を発信すること。
- ク 重要施策の意思形成過程における情報（検討中の素案、それに対する個人的な意見など）を発信すること。

4 SNSを利用した投稿、ツイート（発言）等について

情報発信にあたっての基本原則に反しなければ、SNSを利用した投稿、ツイート（発言）等（以下「投稿等」といいます。）をする内容などに制限はありません。ただし、私的な内容の投稿等をするなど、市のSNSにふさわしくない投稿等をすれば、

市民のほか、一般の方々から「公務員としての自覚に欠ける」と言われかねません。品位と節度ある内容を心がけてください。

インターネットで利用されるSNSでは、対応を誤ると一気に批判にさらされ、対応に多大な労力を要することになりかねませんので、利用にあたっては十分に留意してください。